

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

物品管理に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和6（2024）年11月14日・20日、12月2日・25日

2 対象部課

- (1) 総務部 総務課、防災安全課、協働推進課
 - (2) 福祉部 福祉課、長寿介護課
 - (3) こども未来部 保育課
 - (4) 市民経済部 産業振興課（緑と花のセンター含む）、市民課（市民情報サービスセンター含む）
 - (5) 都市建設部 公園緑地課
 - (6) 教育部 学校教育課（学校含む）、学校給食センター、生涯学習推進課、スポーツ課
- ※小、中学校は定期監査で確認（北部小学校、三好丘小学校、三好中学校）

3 監査の対象及び範囲

令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度に備品管理システムで備品（3万円以上）の不用品組替（廃棄、売却又は譲与）の手続きをした所管課

対象期間は、令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年9月9日までとした。

3 実施場所

監査委員室、各小中学校

4 監査の着眼点及び実施方法

次の事項に着眼して、書類との照合を行うとともに、関係職員から聴き取りを行いました。

- (1) 不用品の処理が適切に行われているか。

ア 不用決定がされているか。（みよし市物品管理規則（以下「規則」という。）第22条）

イ 紛失、破損、盗難、廃品及びその他不用品の処理は適切に行われているか。

ウ 不適切に管理されている備品はないか。

(2) 売却、譲与及び廃棄について適切に行われているか。

ア 物品を売却した場合手続きは適正に行われていたか。

イ 売却した金額は市の歳入に入金がされているか。

ウ 廃棄等が適切に行われているか。(規則第23条)

エ 廃棄手続をした備品が放置されていることはないか。

5 その他

物品の不用決定、売却、譲与及び廃棄状況について監査対象課に紙面で調査を行う。

調査結果により、監査委員監査及び現場確認を実施する。

第4 監査の結果

対象期間に廃棄された備品は481件、売却は10件、合計491件で譲与はありませんでした。(表1) 備品は規則第22条に規定する不用決定書の作成、決裁がされていました。廃棄された備品の多くは、買い替えや、故障、経年劣化による廃棄ですが、令和4(2022)年度から、所管課は備品等の購入時に産業廃棄物となる備品を処分する際は、購入費と運搬費・処分費(委託費)を分けて発注することとなっています。それぞれ産業廃棄物運搬・処分契約が締結され、適正に処理が進められていました。しかし、中には総合体育館の大規模改修工事を機に備品台帳を整理したところ、台帳に載っている備品が過去に廃棄され、不用決定書の作成がされていなかったもの、建築工事に付随するものであり、本来備品台帳に登録不要のものが登録されていたものも多く見受けられました。

また、パソコンやプリンター等の不要なOA機器、電化製品は企画政策課デジタル化推進室が処分委託契約を締結しており、小中学校及び各課で使用していたOA機器はデジタル化推進室で回収及び処分されていることが確認できました。(表2)

対象期間中に不用決定された備品のうち、令和5(2023)年度に学校教育課が不用決定した2件(電子発酵器)は、緑と花のセンターに保管されていることが判明し、備品管理システム上で不用決定を取消後、物品の管理替えを行いました。(表1中※)

廃棄物品数（単位：件）			（表1）	
所 属		令和5年度	令和6年度	内 容
総務部	総務課	10	18	投票用紙交付機、肘付回転いす
	防災安全課	0	1	発電機
	協働推進課	37	0	調理台、講演台、黒板、傘立て等
福祉部	福祉課	2	0	AED
	長寿介護課	1	0	緊急通報装置
こども未来部	保育課	4	1	AED、掃除機、プール、電子ピアノ
市民経済部	産業振興課 （緑と花のセンター含む）	2	0	耕うん機 シュレッダー
	市民課 （市民情報サービスセンター含む）	3	5	レジスター、その他機器
都市建設部	公園緑地課	0	196	両軸机、肘付回転いす、長いす、会議用テーブル等
教育部	学校教育課	※2	1	電子発酵器 プリンター
	北部小学校	2	0	パーソナルコンピューター
	三好丘小学校	7	0	パーソナルコンピューター
	三好中学校	33	0	パーソナルコンピューター、録音機、傘立て、整理棚等
	学校給食センター	16	1	AED、デジタルカメラ、ミキサー、冷蔵庫、冷凍庫等
	生涯学習推進課	36	0	パーソナルコンピューター、プロジェクター
	スポーツ課	104	1	船外機、カヌー艇、会議用テーブル等
合計		257	224	

(表 2)

廃棄方法	件数
業者と廃棄物収集運搬及び処分委託契約を締結した。 備品の更新（買い替え）で業者が引き取った。	79
デジタル化推進室の処分委託契約で処分した。	62
大規模改修工事又は解体工事の設計に備品の廃棄及び 処分費を含め契約を締結した。	196
備品台帳に記載があるが、備品そのものがなかった。	143
事業系ごみとして処分した。	1
売却又は下取りに出した。	10
合 計	491

備品の廃棄方法のうち、売却又は下取りに出した備品は下表（表 3）のとおりでした。プロボックス等公用車及びピアノは耐用年数を超過したため買い替えで、本体価格から下取り価格を差し引いて購入していました。小型動力ポンプ付積載車は買い替えですが、2台まとめて「物品売払い契約」が締結され、車両売払収入として市の歳入に納入されていました。耕うん機は、「廃棄物の収集運搬及び処分委託業務契約」が締結され、金属くずの部分は、くず鉄の基準額で算出された金属売払代金として市の歳入に納入されていました。

売却備品一覧表（令和５年度）

（表３）

課名	所在場所	品 名	売却金額	理 由
総務課	庁舎	プロボックス	217,740円	耐用年数を超えたため
		プロボックス	228,740円	耐用年数を超えたため
		ラクティス	66,270円	耐用年数を超えたため
		ハイゼット	120,000円	耐用年数を超えたため
		アイシス	80,000円	耐用年数を超えたため
		プロボックス	200,000円	耐用年数を超えたため
防災安全課	西一色分団詰所	小型動力ポンプ付積載車（西一色）	743,480円	買い替え 2台合わせて売却
	東山分団詰所	小型動力ポンプ付積載車（東山）		
産業振興課	緑と花のセンター	耕うん機	7,337円	故障
学校教育課	天王小学校	ピアノ ヤマハ・C3B	188,000円	買い替え

第５ 監査意見

以上のとおり、物品の廃棄等については規則に基づいた手続がされ、適正に管理されていると認められました。各所管課で備品等の購入時に産業廃棄物となる備品を処分する際に、購入費と運搬費・処分費（委託費）の予算計上も適切にされていました。

物品について、規則第２８条では、「物品管理者は、毎年１回、使用中の物品及び備品台帳について検査をしなければならない。」と規定されています。備品が紛失している、不用決定書の作成、決裁が行われず廃棄しているといったことがないよう物品管理者は規則に基づき、備品と備品台帳を照合するなど確認をお願いします。